

ホームページへの掲載が必要な施設基準

・医療情報取得加算

当センターでは、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診する患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証の有無にかかわらず、初診時に「医療情報取得加算1点」再診時に（3月に1回に限り）「医療情報取得加算1点」を算定いたします。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

・明細書発行体制等加算

当センターでは医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。厚生労働省の診療規定により再診時に「明細書発行体制等加算（1点）」を算定しております。

なお、この加算は医療機関の明細書発行体制を評価するものであり明細書の費用ではありませんのでご了承ください。

・後発医薬品使用体制加算

当センターでは、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

また、医薬品の供給不足が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

変更にあたっては十分にご説明いたしますので、ご安心ください。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

・一般名処方加算

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当センターでは、円滑にお薬が受け取れるように、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方(お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載すること)を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点やご心配事がある場合は、当センター職員にご相談ください。

い。

・長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養費について

2024年10月から長期収載品(後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品)の選定療養費制度が始まりました。

この制度は、患者様の希望で後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、選定療養費（特別の料金）として薬価の差額4分の1に相当する金額を患者様が負担する仕組みです。

詳しくはこちらをご覧ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html